

# ★ 平成 28 年 4 月 1 日から、 傷病手当金および出産手当金の算定方法につ いて、不正受給防止の観点から見直されます。

※傷病手当金とは、被保険者が病気等で労務不能となり、収入が減少または喪失したとき、これを補てんし、生活保障を行うことを目的とした制度です。

※出産手当金とは、被保険者の産前・産後の休業期間中における収入の減少または喪失を補い、安心して産前・産後の休業ができるようにすることを目的とした制度です。

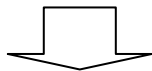
## ● 改正の内容 ●

### 1. 算定方法

平成 28 年 3 月 31 日までの 1 日あたりの支給金額

※『標準報酬日額の 3 分の 2』

$$\left[ (\text{休んだ日の標準報酬月額}) \div 30 \text{ 日} \times 2/3 \right]$$



平成 28 年 4 月 1 日からの 1 日あたりの支給金額

※『支給開始日の属する月以前の直近の継続した 12 ヶ月の

標準報酬月額の平均の 30 分の 1』の 3 分の 2

$$\left[ \left( \begin{array}{l} \text{支給開始日の属する月以前の直近の} \\ \text{継続した 12 ヶ月の標準報酬月額の} \\ \text{平均} \end{array} \right) \div 30 \text{ 日} \times 2/3 \right]$$

\*「支給開始日」とは、いちばん最初に支給された日のことです。

\*被保険者の期間が 1 年に満たない場合には、以下の①、②のいずれか低い方の額で算定されます。

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額の 30 分の 1

②支給開始日の属する年度の前年度の 9 月 30 日時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額の 30 分の 1

◇◆詳細に関しては、次ページ【新制度 Q&A】をご覧ください。

## ～ 新制度 Q&A ～

\*詳細については、健保ホームページ【病気・けがをした時】－【けがや病気で会社を休んだとき】をご覧ください。

**Q**：傷病手当金を平成 28 年 4 月より前から受給していますが、平成 28 年 4 月から支給金額は変わりますか？

**A**：支給対象となる労務不能日（休業日）が平成 28 年 4 月 1 日以降のものについて、新しい算定方法で支給金額を計算します。

**Q**：平成 28 年 7 月 1 支給開始日で、傷病手当金支給開始日以前 12 ヶ月の標準報酬月額の間があります。この場合、傷病手当金の 1 日あたりの支給額はいくらになりますか？

※12 ヶ月の標準報酬月額は、平成 27 年 8 月から平成 27 年 9 月まで 26 万円、平成 27 年 10 月から平成 28 年 7 月までは 30 万円とした場合。

**A**：支給開始日以前の平成 27 年 8 月から平成 28 年 7 月までの各月の標準報酬月額を合算して平均額を算定します。

算定方法について、

$$(26 \text{ 万円} \times 2 \text{ ヶ月} + 30 \text{ 万円} \times 10 \text{ ヶ月}) \div 12 = 293,333.33$$

$$293,333.33 \div 30 = 9,777.7 \rightarrow 9,780 \text{ 円} \quad *10 \text{ 円未満四捨五入}$$

$$9780 \times 2/3 = 6,519.9 \rightarrow \underline{6,520 \text{ 円}} \quad *1 \text{ 円未満四捨五入}$$

1 日あたりの支給額（日額）は 6,520 円となります。

ただし、交通費や住宅手当等が給与で支給されている場合には、

日額から減額されます。

Q：ジェイティ健保に加入してから傷病手当金支給開始日以前の期間が12ヶ月に達していませんが、傷病手当金の1日あたりの支給額はいくらになりますか？

A：①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額  
の平均額の30分の1  
②支給開始日の属する年度の前年度の9月30日時点の全被  
保険者の標準報酬月額の平均額の30分の1  
を比較して、少ない方の額で算定します。